

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

上郡町長 梅田修作

市町村名 (市町村コード)	上郡町 (28481)	
地域名 (地域内農業集落名)	西野山地区 (西野山)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年11月25日 (第1回)	

注1：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2：「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

草刈りや水路の管理をする人口が減少し続ける。
 鳥獣害被害、池の管理についても対策が必要。
 地域の活性化を図るため、新たな作物として飼料作物（青刈りとうもろこし）の導入や有機農業への取り組みが課題。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・ 水稻・小麦を主要作物としつつ、環境に配慮して減農薬、減肥料を進め併せて収益の改善も図る。また、新規作物の導入について町、県、JAと連携して取り組む。
 ・ 地域の維持、活性化の観点から、区域内で就農を希望する者があれば、地域全体で応援する仕組みの整備を進める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	16.7 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	16.4 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
今後、自己管理されている農地についても、担い手に集積を進めていく。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
担い手への将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手に関わらず、原則として農地を農地中間管理機構へ貸し付けていく。
(3) 基盤整備事業への取組方針
集落において、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備を計画する。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
今後、区域内で就農の意向のある者がある場合は、担い手と協議しつつ町、県及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取組んでいく。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
作業の効率化が期待できる防除作業は、JA兵庫西への委託を進める中で、将来的にはJA協力により地域でドローン等スマート機械を活用した作業低減を目指す。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①稲作・畑作各戸個別に電柵を設置している。必要に応じ鉄柵の設置を検討。
 地域による鳥獣害対策の集落点検マップ（侵入防止柵や檻の設置状況、放置果樹や目撃・被害発生場所等）づくりや捕獲体制等の構築等に取り組む。
 ②収益性の向上を図るためにも減農薬、減化学肥料を集落一体となって取り組む。
 ⑦担い手、非農家と連携し、地域ぐるみの農道・用排水路等の維持管理を行い、定期的な保全活動を行う。